

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十六年十二月二十四日第十号で指定をした道路を次のとおり変更した。

平成二十七年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

		第七号	変更番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の変更に係 る道路の種類
		平成二十七年 六月二十六日	指定の変更の 年 月 日
変更後	変更前	指定の 変更に 係る 道路の 位置	
和光市白子三丁目六百六十六―二地先から 百九十一―二地先まで 和光市白子三丁目百九十一―二地先から 四千四百八十九―四地先まで 和光市白子三丁目四千四百六十五地先から 四千四百六十九―六地先まで 和光市白子三丁目百八十九―十三地先から 百八十八―十地先まで	和光市白子三丁目六百六十六―二地先から 百九十一―二地先まで 和光市白子三丁目百八十九―十三地先から 百八十八―十地先まで 和光市白子三丁目四千四百六十五地先から 四千四百六十九―六地先まで		
二百六	四十五 四十五 二十六	指定の変更 に係る道路の延長 (単位メートル)	
六・〇	八・〇 七・〇 六・五	指定の変更 に係る道路の幅員 (単位メートル)	